

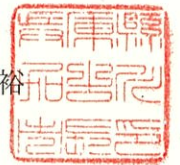


市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和6年4月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和6年4月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を決定する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域		
	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
02-1042 神野歩行者専用道1号線	神野町神野字北山1822番18地先から 神野町神野字辻ノ西65番1地先まで	2.4~3.4	45.4

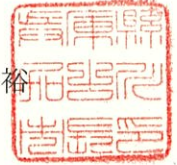
2. 縦 覧 場 所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦 覧 期 間 令和6年4月16日（火）から4月30日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く

加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和6年4月16日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和6年4月1日	月	6台	1台	0台	0台	0台	0台
令和6年4月2日	火	1台	3台	0台	0台	0台	0台
令和6年4月3日	水	3台	3台	0台	0台	0台	0台
令和6年4月4日	木	2台	1台	0台	0台	0台	0台
令和6年4月5日	金	2台	0台	0台	0台	0台	0台
令和6年4月7日	日	3台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和6年4月1日	月	平岡町新在家	1台
令和6年4月1日	月	新神野7丁目	1台
令和6年4月5日	金	加古川町河原	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日(祝日、年末年始を除く)10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料(自転車2,000円・原動機付自転車4,000円)
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所(電話 079-425-5898)

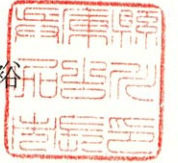


加古川市告示第162号

令和6年加古川市告示第115号の一部を次のように改正する。

令和6年4月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

別表令和6年度履行場所獣医師一覧中

「

いなみ動物病院	加古郡稲美町六分一1177-31	079-492-6290	藤原 浩司
---------	------------------	--------------	-------

」

を

「

いなみ動物病院	加古郡稲美町六分一1177-31	079-492-6290	藤原 浩司
あかつき動物病院	加古郡稲美町六分一1178-255	079-497-7705	山口 雄木

」

に改める。

加古川市告示第163号

加古川市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和63年規則第2号）
第5条の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標の失効を告
示する。

令和6年4月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

失効とした自動車臨時運行許可番号標

姫路 24-06